

しかし、上記の8人について調査したところ、同会社は8人全員を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料3,829,666円、厚生年金保険保険料5,724,240円、拠出金111,208円、計9,665,114円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額については、本院の指摘により、全て徴収決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額を地域部ごとに示すと次のとおりである。

地域部名	年金事務所	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数	徴収不足額			計
				健康保険料 千円	厚生年金保険料 千円	子ども・子育て拠出金 千円	
北海道	札幌東等13	81	33	10,093	16,043	315	26,452
北関東・信越	浦和等8	109	47	62,509	98,530	1,938	162,978
南関東第一	千代田等25	249	145	103,240	134,015	2,604	239,860
南関東第二	千葉等18	236	103	54,737	72,729	1,430	128,898
中部	静岡等12	183	82	19,063	22,960	451	42,475
近畿第一	和歌山等3	79	38	9,331	12,946	254	22,532
近畿第二	三宮等9	82	40	40,608	62,084	1,221	103,914
四国	徳島南等8	146	74	14,668	22,377	440	37,486
九州	博多等20	230	126	54,362	80,521	1,583	136,466
計	116か所	1,395	688	368,614	522,210	10,240	901,066

物件・役務

- (63) 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)の構築、運用等一式に係る契約において、医療機関等からの問合せ対応を行うコールセンターの運営について業務に従事した実態のない人数等に係る金額が請求されるなどしていたのに、確認が十分でなかったことなどのため、支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)感染症対策費
部局等	厚生労働本省
契約名	新型コロナウイルス感染症対策に係る情報収集センターの構築・運用等一式等2契約
契約の概要	医療機関の稼働状況等の情報を一元的に地方公共団体に提供するためのシステムの構築、運用等を行うものであり、その一環として、コールセンターの運営や医療機関等に対するライセンスの付与等を行うもの
契約の相手方	株式会社電通テック(令和4年4月1日以降は株式会社電通プロモーションプラス)
契約	令和2年5月ほか 契約2件 随意契約

支 払 額	864,931,312 円(令和 2 年度)
過大となつてい た支払額	116,697,278 円

1 契約の概要

(1) 当初契約の概要

厚生労働本省(以下「本省」という。)は、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大への対応として、令和 2 年 5 月に、株式会社電通テック(4 年 4 月 1 日以降は株式会社電通プロモーションプラス。以下「電通テック」という。)との間で、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(Gathering Medical Information System。以下「G-MIS」という。)の構築、運用等一式に係る契約(以下「本体契約」という。)を契約額 405,201,957 円で締結している。

G-MIS は、医療機関の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、医療機器(人工呼吸器等)や医療資材(マスクや防護服等)の確保状況等について、医療機関が入力した情報を一元的に地方公共団体に提供する機能等を有しているシステムである。本体契約は、G-MIS の構築、運用等を行うものであり、その一環として、医療機関等からの問合せに対応するためのコールセンターの運営に係る業務や、医療機関等に対するライセンスの付与^(注)に係る業務等の各種の業務を行うものである。

(注) G-MIS はクラウドサービスを活用したデータベースを用いたシステムであり、医療機関等が G-MIS に情報を入力するためにはクラウドサービスのライセンスが必要となることから、電通テックは、本省の指示を受けて個々の医療機関等に対するライセンスの付与を行っている。

(2) 変更契約の概要

本省は、本体契約の締結時には、G-MIS に情報を入力する医療機関数を約 8,000 か所と想定していた。しかし、G-MIS の運用開始後に新型コロナウイルス感染症の患者が増加して、情報を入力する医療機関数の大幅な増加が見込まれる状況となった。このため、本省は、G-MIS ではこの状況に対応することが困難になるとして、本体契約で構築した G-MIS の運用を停止することとした上で、同種の機能を有する新たな G-MIS の構築、運用等を電通テックとは別の業者に行わせている。これに伴い、本省は、新たな G-MIS の運用が安定するまでの間の暫定的な対応として、2 年 7 月及び 3 年 2 月に、本体契約の変更契約を締結しており、本体契約の最終的な契約額は 665,767,207 円となっている。また、ライセンスに関して、情報を入力する医療機関数の大幅な増加が見込まれてライセンスを追加調達する必要が生じたことなどから、本省は、2 年 7 月の本体契約の変更契約において、同年 8 月分以降のライセンスの調達費用等については電通テックが実際に支払った費用に応じて最終的な契約額とは別に電通テックに支払うこととしている。そして、これに係る支出額は 198,593,205 円となっている。

(3) 別途契約の概要

本体契約のほか、本省は、2 年 12 月に、随意契約により、電通テックとの間で、2 年から 3 年にかけての年末年始期間に対応する業務を委託する契約を契約額 570,900 円で

締結している(以下、この契約を「別途契約」といい、本体契約と別途契約を合わせて「本件契約」という。)

これらにより、本件契約の支払額は計 864,931,312 円となっている(表参照)。

表 本件契約の支払額の内訳 (単位：円)

契約	契約期間	契約内容	支払額
本体契約	令和2年5月1日～3年3月12日	G-MISの構築、コールセンターの運営、2年7月までのライセンスの調達費用等	665,767,207
		2年8月分以降のライセンスの調達費用等	198,593,205
	小計		864,360,412
別途契約	2年12月29日～3年1月1日	年末年始期間に対応するための業務	570,900
計			864,931,312

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、本件契約の支払額が適正なものとなっているかなどに着眼して、本件契約を対象として、本省及び電通テックにおいて、契約書、請求書等の書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

(1) コールセンターの運営に係る人件費等について業務に従事した実態のない人数等に係る金額が請求されるなどしていた事態

本省及び電通テックは、電通テックが業務の一部を第三者に再委託するなどした場合の人件費等については、実際に業務に要した額とすることなどとしていた。そして、電通テックは、コールセンターの運営等の業務を株式会社電通カスタマーアクセスセンター(4年4月1日以降は株式会社電通プロモーションエグゼ。以下「再委託先」という。)に再委託していた。さらに、再委託先は、業務の一部を第三者に再々委託していた。

コールセンターの運営に係る人件費等について、電通テックは、スーパーバイザーやオペレーターといった職種に応じた人件費単価に従事日数を乗ずるなどして算定していた。

しかし、勤務記録等を確認したところ、電通テックによる請求において、業務に従事した実態のない人数等に係る金額が計上されており、また、電通テック及び再委託先による請求において、再々委託先から再委託先に対して請求のあった人件費単価に根拠のない金額が上乘せされているなど、実際に業務に要した額を上回る金額が計上されていた。

(2) ライセンスの調達費用について実際には購入しなかった分が請求に含まれていた事態

本省は、2年8月分以降のライセンスの調達費用については、電通テックが実際に支払った費用に応じて、最終的な契約額とは別に電通テックに支払うこととしており、電通テックは、ライセンスを販売代理店から購入して医療機関等に付与していた。

しかし、電通テックから販売代理店に対する実際の支払状況を確認したところ、2年10月分及び11月分のうち計13,000ライセンスについては、本体契約の変更契約締結段階では調達することを想定していたものの、実際には販売代理店から購入していない分を電通テックが誤って請求していたものであった。

このように、コールセンターの運営に係る人件費等について業務に従事した実態のない人数等に係る金額が請求されるなどしていたこと及びライセンスの調達費用について実際には購入していない分が請求されていたことにより、電通テックからの請求額が適正なものとなっていなかったのに、本省は、確認を十分に行わないまま電通テックからの請求のとおり

に支払っていた。
したがって、業務に従事した実態のない人数等に係る金額及び購入していないライセンスの調達費用を除くなどして適正な支払額を算定すると748,234,034円となることから、前記の支払額864,931,312円との差額116,697,278円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、電通テックにおいて実績に基づき適正な費用を請求することについての認識が欠けていたこと及びライセンスの調達費用の請求に当たり確認が十分でなかったことなどにもよるが、本省において電通テックから提出された請求書等の関係書類の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

保 険 給 付 (64)-(67)

(64) 雇用保険の特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース助成金)の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)高齢者等雇用安定・促進費
部 局 等	厚生労働本省(支給庁) 2 労働局(支給決定庁)
支給の相手方	3 事業主
特定就職困難者 コース助成金の 支給額の合計	9,400,000 円(令和2年度～5年度)
不当と認める支 給額	2,200,000 円(令和2年度～4年度)

1 保険給付の概要

(1) 特定求職者雇用開発助成金

特定求職者雇用開発助成金は、雇用保険で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、雇用保険法(昭和49年法律第116号)等に基づき、60歳以上の高年齢者や障害者等の就職が特に困難な求職者(以下「就職困難者」という。)、いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したことなどにより正規雇用労働者としての就業が困難な求職者等の雇用機会の増大及び雇用の安定を図るために、当該求職者を雇い入れた事業主に対して、当該雇用労働者の賃金の一部に相当する額を助成するもので、特定就職困難者コース助成金(以下「就職困難者コース助成金」という。)、就職氷河期世代安定雇用実現コース助成金等がある。

(2) 就職困難者コース助成金の支給

就職困難者コース助成金の支給要件は、事業主が就職困難者を公共職業安定所等の紹介により新たに継続して雇用する労働者として雇い入れることなどとなっている。